

今後の里海づくりのあり方検討会の目的について

<これまでの経緯>

- これまで水環境行政としては、海域の環境保全施策として、以下を実施。
 - ・水質汚濁防止法に基づく公共用水域への排水規制（閉鎖性海域については、追加的に COD、窒素、リンの負荷削減措置）
 - ・瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく埋立て抑制、保護地域設定など
- 水質改善対策は一定の成果を出しているものの、豊かな海の実現には至っていない状況。
- 海域環境の再生には、水質改善対策と合わせて、場の保全（藻場干潟等の保全等）の取組が重要であり、近年、全国で藻場干潟等の保全に取り組む里海づくりが活発化してきている。
- 環境省では、平成 22 年度末に「里海づくりの手引書」を作成・公表し、全国の里海づくりを推進してきているが、近年の気候変動の激甚化等により、磯焼けなど海域環境の悪化が一層進行している状況。
- 令和 4 年度からは、地域における里海づくりの取組支援等のため「令和の里海づくり」モデル事業を実施しているところ。
- なお、里海づくりの推進に資する関連の取組として、ブルーカーボンへの関心の世の中の高まり、ネイチャーポジティブ（30 by 30）関連の取組（自然共生サイト等）の施策拡大などがある。

<目的>

- 里海を取り巻く概念は幅広く、海域環境の再生はもちろん、地域課題の解決にも資するものであり、藻場干潟については生物多様性保全や脱炭素にも貢献するものであり、複数施策の統合的アプローチが可能であることから、里海づくりの一層の推進が必要であり、そのためには戦略的に実施する必要。
 - そのため、これまでに実施されてきた里海づくりの成果や課題、周辺状況等を踏まえ、環境省が推進すべき「里海づくり」について検討するため、有識者等による検討会を開催する。
 - 検討結果は、提言として取りまとめ、提言等を踏まえ、来年度以降「里海づくり」の推進に向けて取組を強化していく。
- ※「里海づくり」とは、①海域環境の保全、②資源の利活用、③多様なステークホルダーの連携の 3 点を目的にした取組と定義し、議論を進める。